

知っていますか？

整骨院・
接骨院
のかかり方

NG!

あなたは

マッサージ目的で
保険証を使って
いませんか？

当組合では整骨院・接骨院からの請求に誤りがないか、確認させていただいております。確認のための照会文書については、業務委託先であるガリバーインターナショナル(株)保険管理センターが発送を行っています。照会文書が届きましたら、期限までに**必ずご自身で**ご回答くださいようお願いいたします。

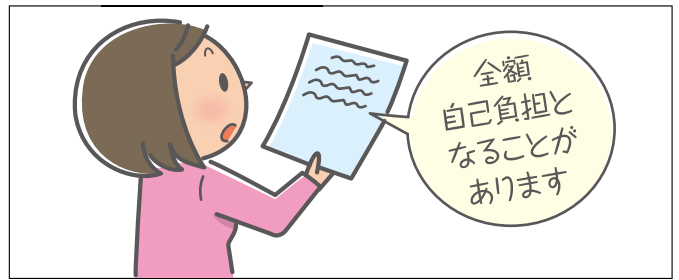
※ご回答いただいた内容については、柔道整復施術療養費の適正化の目的以外には、使用いたしません。

負傷原因の照会
(受診内容の確認)にご協力をお願いいたします

整骨院・接骨院の看板には、「健康保険取り扱い」と書いていることが多いためか、保険証を使って施術を受ける方が増えています。しかし、保険証が使えるケースは、ケガの場合のみで、単なる肩こりや腰痛などには、保険証は使えません。

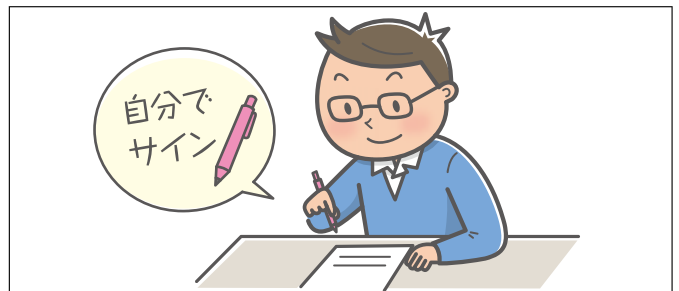
→すべての施術に保険証が使えるわけではありません

「保険証が使える」と説明を受けても、健康保険の対象外と判明したときには、後で全額自己負担となる場合があります。



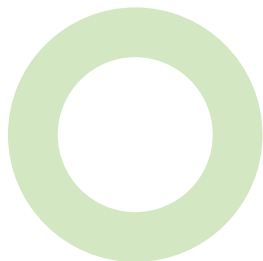
→「療養費支給申請書」は必ず自分で記入してください

保険証を使ったときに記入する「療養費支給申請書」は、内容を確認し、**必ず自分で**氏名と住所(郵便番号、電話番号を含む)を記入し、捺印してください。**法律により、整骨院・接骨院での代理記入は、利き手を負傷しているなど、患者本人が字を書けないケースに限られます。**



申請書のチェックポイント

- 負傷内容・負傷原因・施術内容・通院回数は合っているか?
- あなたが支払った金額と自己負担額の記載が合っているか?
- 氏名と住所(郵便番号、電話番号を含む)は自分で記入したか?



保険証が使えるのはケガの場合のみ

- 打撲・ねんざ・挫傷(肉離れなど)
- 脱臼・骨折* * 応急手当を除き、脱臼・骨折の場合は医師の同意が必要

※骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしているときに限られます。

このような場合は、**全額自己負担**です!



※医療機関で治療中のものも全額自己負担となります。

※負傷原因が第三者行為に該当する場合は、当組合への届出が必要になります。また、業務中や通勤途中の負傷の場合は、保険証は使えません。

